

令和 4 年 2 月 25 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

組合規約の一部変更について

新旧対照表	
新	旧
<p>(理事長の職務) 第 34 条 理事長は、組合の事務を<u>総</u>理し、第 31 条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。</p> <p>(常務理事及びその職務) 第 35 条 (中 略)</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌</u>理する。</p> <p>(附 則) この規約は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(理事長の職務) 第 34 条 理事長は、組合の事務を<u>経</u>理し、第 31 条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。</p> <p>(常務理事及びその職務) 第 35 条 (中 略)</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。</p>

以上